

第12回 京都市食の安全安心推進審議会 次第

- 1 日 時 平成26年3月18日（火）午前10時から正午まで
- 2 場 所 京都市文化市民局消費生活総合センター研修室
- 3 次 第
- （1）開 会
- （2）京都市挨拶
- （3）報告事項 食の安全安心に係る取組状況について
リスクコミュニケーション事業の実施状況について
- （4）議 題 平成26年度京都市食品衛生監視指導計画（案）について
- （5）閉 会

配付資料

- 【資料 1】 食の安全安心に係る取組状況について
- 【資料 2】 リスクコミュニケーション事業の実施状況について
- 【資料 3】 平成26年度京都市食品衛生監視指導計画（案）に係る
市民意見募集の結果について
- 【資料 4】 平成26年度京都市食品衛生監視指導計画（案）

啓発物品

- 食の安全衛生管理認証制度周知用マップ

京都市食の安全安心推進審議会 委員名簿

氏 名	区分	所属団体名等
○ 家原 知子	学識経験者	京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授
池本 周三	関係団体	一般社団法人 京都市食品衛生協会 副会長
毛川 敦子	市民	市民公募
中川恵美子	関係団体	京都市地域女性連合会 副会長
西村 修次	関係団体	全国農業協同組合連合会京都府本部 管理部長
原 強	関係団体	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都 理事長
三嶋 吉晴	関係団体	財団法人京都府生活衛生営業指導センター 理事
水口 靖彦	市民	市民公募
◎ 宮川 恒	学識経験者	京都大学大学院農学研究科 教授
山岡 祥子	学識経験者	平安女学院大学国際観光学部 准教授
山本 隆人	関係団体	株式会社高島屋京都店 販売第7部 部長
渡辺 徹志	学識経験者	京都薬科大学 教授

◎ 会長 ○ 副会長

※ 敬称略 50音順

食の安全安心に係る取組状況について

1 農薬が検出された冷凍食品に関する事件について

(1) 概要

平成 25 年 12 月、群馬県にある株式会社アクリフーズ（以下「A 社」という。）群馬工場で製造された冷凍食品の一部から農薬（マラチオン）が検出され、この冷凍食品を喫食した消費者から健康被害の届出があったことから、A 社は群馬工場で製造された全ての冷凍食品について自主回収を開始しました。

本市を含む全国各自治体は、これを喫食した消費者から健康被害の届出があったため、情報収集を行うとともに、当該品を喫食しないよう注意喚起を行いました。

なお、平成 26 年 1 月下旬、群馬県警の調査により、A 社群馬工場に勤務する社員が、冷凍食品への農薬混入の疑いで逮捕されています。

<マラチオンとは>

- ・有機リン系の殺虫剤で、穀類、野菜、果実等に使用され、国内では農薬取締法に基づき使用が認められている（別名マラソン）。
- ・中毒症状として、吐き気・嘔吐、下痢、腹痛、唾液分泌過多、軽い縮瞳などがある。

(2) 回収対象となった商品

A 社工場で製造された全商品

	品目数	回収対象	回収
市販用	49 品目	約 6,400,000 個	5,913,236 個 (回収率 92.4%)
業務用	45 品目		

※平成 26 年 2 月 28 日現在、A 社ホームページによる

(3) 有症事例の報告件数及び有症者数

	届出件数	有症者数
全国（京都市含む）	2,385 件	2,879 人
京都市	38 件	41 人

※平成 26 年 2 月 28 日現在

(4) 本市の対応

ア 市民及び販売者への周知

12 月 31 日、本市ホームページへの掲載や「みやこ健康・安全ねっと」でのメール配信を行うとともに、「市民しんぶん」に記事を掲載し、当該品を喫食しないこと及び適切に自主回収を行うよう市民及び販売者に注意喚起を行いました。また、1 月 6 日、本件に係る市民からの届出・検査状況について広報発表を行いました。

イ 市民からの相談への対応

当該品を購入し、保管している消費者から連絡があった場合は、A社に返品するよう説明し、当該品を喫食したことによる健康被害を届出があった場合は、医療機関への受診を勧めるとともに、残品がある場合は本市衛生環境研究所にてマラチオンの検査を実施しました。

なお、検査を実施した24検体について、マラチオンは検出されませんでした。

ウ 販売者への対応

販売者から相談があった場合は、販売を中止するとともに適切に回収を行うよう指導しました。また、流通が確認され、自主回収を行っていると情報を入手した市内小売店（イオングループ、京都生協等）については、管轄の保健センターが対象品の店頭撤去や回収の指導を行いました。

なお、健康被害の届出を受けた際に、当該品の購入店が判明した場合には、購入店に対し適切に自主回収が行われるよう指導を行いました。

エ 関係機関への情報提供

市内社会福祉施設や保育施設等約600施設に対して、本件について情報提供を行うとともに、残品があった場合は喫食しないよう注意喚起を行いました。

また、本市にて探知した健康被害に関する情報は、厚生労働省、消費者庁及び群馬県等関係機関に情報提供を行いました。

(5) 経過

平成25年12月29日	A社が冷凍食品への農薬混入を発表 当該品の自主回収を開始
12月30日	群馬県がA社群馬工場へ立入調査を実施 厚生労働省が全国自治体に対し事務連絡を発出
12月31日	<u>当該品販売店への調査、ホームページやメール配信による注意喚起、社会福祉施設に対し情報提供</u>
平成26年 1月 3日	<u>保育施設へ情報提供</u> <u>左京保健センターに健康被害の届出（京都市初）</u>
1月 6日	<u>消費者・販売者に注意喚起を行うため広報発表</u>
1月 25日	群馬県警がA社に勤務する社員を農薬混入の容疑で逮捕

※下線部は本市対応分

2 京都市における食中毒について

(1) 発生状況

平成25年度、本市において発生した食中毒は10件、患者数は241人であり、発生月に偏りは認められません。

病因物質別にみると、カンピロバクターによるものが4件と多く、いずれの事件も生の鶏肉を喫食していたことが判明しています。

また、25年度は、アニサキスやクドア・セプテンプンクタータといった寄生虫による食中毒も2件発生しています。

表 京都市における食中毒の月別発生状況【平成25年度】

発生月	事件数	患者数	病因物質
4月	1	52	ウエルシュ菌
5月	0	0	
6月	0	0	
7月	2	79	エロモナス属／病原大腸菌O25 カンピロバクター
8月	0	0	
9月	2	70	サルモネラ カンピロバクター
10月	1	1	アニサキス
11月	0	0	
12月	1	14	カンピロバクター
1月	1	5	ノロウイルス
2月	2	20	クドア・セプテンプンクタータ カンピロバクター
3月	-	-	
計	10	241	

(2) 本市食中毒事件における主な病因物質（過去5年間）

過去5年間の総事件数は69件あり、病因物質別では、ノロウイルスが25件、カンピロバクターが19件と全事件数の6割を占めています。また、患者総数2,156人のうちノロウイルスによるものが1,176人と半数以上を占めています。

	事件数 (患者数)	病因物質上位3項目（事件数、患者数）					
		ノロウイルス	カンピロバクター	寄生虫	サルモネラ	病原大腸菌	クドア・セプテンプンクタータ
過去5年総数	69件 (2,156人)	ノロウイルス	25件 (1,176人)	カンピロバクター	19件 (266人)	サルモネラ	5件 (152人)
平成25年度	10件 (241人)	カンピロバクター	4件 (29人)	寄生虫	2件 (16人)	病原大腸菌	1件 (73人)
平成24年度	12件 (627人)	ノロウイルス	10件 (496人)	その他ウイルス	1件 (118人)	寄生虫	1件 (13人)
平成23年度	19件 (814人)	ノロウイルス	7件 (549人)	カンピロバクター	4件 (50人)	サルモネラ	2件 (40人)
平成22年度	12件 (223人)	ノロウイルス	5件 (101人)	カンピロバクター	4件 (60人)	病原大腸菌	2件 (10人)
平成21年度	16件 (251人)	カンピロバクター	7件 (127人)	サルモネラ	2件 (46人)	ノロウイルス	2件 (25人)

※事件数が同じものについては、患者数が多い方を上位としています。

(3) ノロウイルスによる食中毒予防対策について

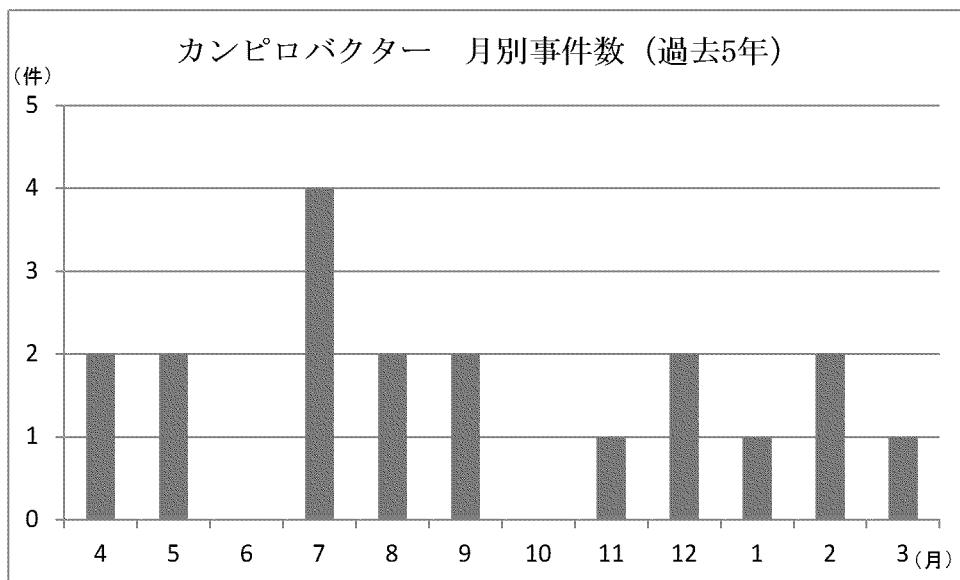
平成26年1月に、浜松市で学校給食による食中毒が発生し、患者数が1,000人を超える事件となりました。

厚生労働省は、大規模なノロウイルス食中毒の発生を受け、全国の自治体にノロウイルスによる食中毒予防に係る注意喚起を行い、本市においても、各関係機関に食中毒予防の徹底を周知するとともに、市民の皆様に対し、啓発チラシ、ホームページ及びメール配信等でノロウイルス食中毒予防を呼びかけています。

(4) カンピロバクター食中毒の傾向について

今年度、カンピロバクターによる食中毒が4件と、病因物質別では最も多く発生しています。4件の事件のいずれも生の鶏肉の喫食が判明し、うち3件は、学生が生の鶏肉を喫食することにより発生しています。

一般的には、細菌性食中毒は夏場に多く発生することが指摘されていますが、カンピロバクターの場合、月による偏りは認められません。



本市では、カンピロバクターの食中毒予防として、食肉取扱施設の一斉監視を実施し、食肉処理施設、食肉販売施設及び焼き鳥・焼肉屋等の飲食店に予防啓発を行っています。

また、鶏肉の収去検査を実施し、市場に出回っている鶏肉のカンピロバクターの汚染状況を調査してきましたが、過去5年の検出率を見ると、概ね6割以上の鶏肉が汚染されていることが分かっています。

【京都市内での鶏肉からのカンピロバクター検出率】

平成21年度	59検体中35検体陽性	59.3%
平成22年度	58検体中47検体陽性	81.0%
平成23年度	90検体中62検体陽性	68.9%
平成24年度	57検体中20検体陽性	35.1%
平成25年度	46検体中25検体陽性	54.3%

(お知らせ)

平成26年1月6日
京都府保健所
〔担当 保健医療課〕
電話 222-3429

農薬が検出された冷凍食品に係る注意喚起について

株式会社アクリフーズが製造した冷凍食品の一部から高濃度の農薬（マラチオン）が検出された件について、全国で当該食品を喫食後、嘔吐、下痢等の体調不良を訴えている事例が報告されておりますが、本市でも同様の事例が複数届けられていますのでお知らせします。

市民の皆様へ

市民の皆様におかれましては、当該対象品をお持ちの場合は、絶対に喫食せず、速やかに株式会社アクリフーズ又は販売店へ返品していただきますようお願いします。また、万一、喫食後に体調不良が現れた場合には、直ちに医療機関を受診されるとともに、所轄の保健センターに届けていただきますようお願いします。

販売者の皆様へ

販売者の皆さまにおかれましては、当該対象品の自主回収に努めていただきますようお願いします。

1 自主回収品について

株式会社アクリフーズ群馬工場で製造された冷凍食品

（市販用49品目、業務用45品目。以下の厚生労働省のホームページを参照してください。）

[【http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-0000033998.pdf】](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-0000033998.pdf)

2 本市への届出状況について

回収対象品を喫食後、下痢等の症状を呈した旨の届出が、平成26年1月3日に1件、1月6日に5件（正午現在）、計6件ありました。

申出日	喫食者情報					マラチオンの検査結果
	所在地	性別	症状	喫食日	喫食商品	
1/3	左京	女	嘔吐 下痢	12/29	クリームコロッケ	検出しない
1/6	北	調査中	調査中	調査中	ミックスピザ えびグラタン	調査中
	山科				ミックスピザ	
	下京				照り焼きソースの鶏マヨ	
	右京				えびとチーズのグラタン	
	伏見	女			焼きえびドリア	

※対象品の残品を確認した場合は、マラチオンの検査を実施する予定。

【参考】マラチオンについて

有機リン系の殺虫剤で、穀類、野菜、果実等に使用され、国内では農薬取締法に基づき使用が認められている（別名マラソン）。

マラチオンによる中毒症状としては、吐き気・嘔吐、下痢、腹痛、唾液分泌過多、軽い縮瞳などがある。

リスクコミュニケーション事業の取組状況について

1 体験！一日食品衛生監視員！！～食品工場へ行こう！！～ の開催について

(1) 実施概要

「京都市食の安全安心推進計画」に基づき、市民が、食品工場の見学会を通じて食品の安全性について考えるとともに、自主的に食の安全安心確保に取り組む姿勢を育むことを目的として、食品工場見学会を開催しています。

3月下旬に実施予定の工場見学会では、食品工場における衛生管理の取組の見学のほか、京都市衛生環境研究所における食品のアレルギー検査の体験学習や本市食品衛生監視員との意見交換会などを実施し、食の安全を確保するための仕組みの一端を知っていただきます。

(2) 実施日等

	開催日	開催場所	対象者	参加者数
予定	3月25日	・サン食品 ・京都市衛生環境研究所	小・中学生と その保護者	20名
	3月26日			20名
実施済	8月20日	・京都市衛生環境研究所 (中央卸売市場第二市場内)	小・中学生と その保護者	23名
	8月23日	・清水順正おかげ家		23名
	11月11日	・京つけもの もり	一般市民	18名
	11月13日	・京都市衛生環境研究所		15名

2 京・食の安全衛生管理認証制度の普及啓発の促進

(1) 認証マップの作成

制度の課題として、消費者の認知度が低く、事業者にとって認証を取得するメリットが低いという意見が多いことから、昨年度に引き続き、認証取得店マップを作成し、保健センターや認証施設等で配布することで、消費者に対し制度のPRを行い、食品事業者による認証取得の推進を図ります。

(2) 観光旅行者向けの情報発信の強化

新たな取組として、観光に併せて施設を訪れることができるよう、飲食店や店頭での販売を行っている認証取得施設に限定した観光旅行者向け認証マップを作成し、京都を訪れる観光旅行者の皆様に、京都の安全安心な食品をPRします。

**平成26年度京都市食品衛生監視指導計画（案）に係る
市民意見募集の結果について**

「平成26年度京都市食品衛生監視指導計画」（案）に対する市民意見募集を、下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見に対する京都市の考え方をとりまとめましたので、公表します。
貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

記

1 実施期間

平成26年1月28日(火)から2月28日(金)まで

2 周知方法

意見募集用のリーフレットを各保健センター、市役所庁舎案内所、図書館等にて配布。また、ホームページにも掲載。

3 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参（各保健センター及び保健医療課）

4 募集結果

25名の方から53件の意見が提出。

(1) 年齢別件数

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
男性	0	5	6	2	1	1	15
女性	6	2	0	0	1	1	10

(2) 居住地等区別件数

市内在住	市内通学通勤	その他	合計
14	10	1	25

(3) 提出方法別

郵送	FAX	電子メール	持参	合計
0	15	4	6	25

(4) 項目別（意見数）

項目	意見数
計画全般	14
京の食文化	5
食中毒対策	4
監視指導	4
アレルギー対策	7
収去検査	2
リスクコミュニケーション	9
京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度	5
その他	3
合 計	53

4 主な市民意見と京都市の考え方

(1) 計画全般

【意見数：14 意見NO：1～14】

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●「大学のまち京都・学生のまち京都」の特色を活かした取組の推進はあるが、具体的にどのような取組を推進されるのか。</p>	<p>平成24年度に学生と協同で策定した学園祭の模擬店における食の安全安心をテーマとした「学祭衛生管理マニュアル」の普及啓発を行い、学祭における食品事故の未然防止を図っているところです。</p> <p>また、若い世代を中心とした鶏肉などの生食によるカンピロバクター食中毒事件が見受けられることから、各大学へ食中毒予防のための啓発用ポスターの配布や、大学へ職員を派遣し食品衛生講習会を開催するなど、引き続き、食中毒に関する正しい知識の普及に努めて参ります。</p>
<p>●事業者だけでなく、一般市民に対しても、食の安全安心に係る情報を積極的に提供するような計画になっていて、とても良いと思う。</p> <p>●本市保健所等で配布されているリーフレット及び食品衛生監視指導計画案は前回から改善され、趣旨および概要が大変わかりやすくなった。</p> <p>●「京都市」は全世界に誇れる観光都市であり、その食の安全・安心を守る事業に求められる責任は重大である中で、京都市はとても積極的に取り組んでいるように思う。</p> <p>●食品の放射能汚染、食品表示偽装や農薬混入問題、ノロウイルス食中毒問題など、あいつぎ食の安全に関わる社会的事件が起きている中で、京都市の食品安全安心行政の役割はますます重要になっている。今回作成された（案）は全体として必要なことをわかりやすくまとめていると評価できる。</p> <p>●（案）は「京都市食の安全安心推進計画」に基づく施策目標を達成するためのものでもあり、「計画」策定の手順などとともに明記されていることは適切であり、是非とも京都市民の食の安全安心のため、この計画が積極的に活かされていくことを願う。</p> <p>●食品衛生監視指導計画について具体的でわかりやすい講習会、またはビデオで説明してほしい。</p>	<p>本監視指導計画は、食品衛生法第24条に基づき、本市が26年度に実施する監視指導及び食品検査の内容等を定めたものです。</p> <p>食の安全安心の確保のためには、本市、食品等事業者や市民の皆様がそれぞれの責任と役割を担うことが重要であることから、各主体が積極的に関与できるようわかりやすいものとなるよう努めてきました。</p> <p>また、本市の特性（京の食文化の伝承、「大学のまち京都、学生のまち京都」）を活かした取組に加え、最近の食中毒の傾向や食品を取り巻く情勢を反映したものとなるよう策定したもののです。</p> <p>平成26年度も引き続き、本市の地域特性を踏まえて策定した本計画に基づき、着実に取組を進めていくとともに、本計画や取組状況について、様々な媒体を活用しながら、市民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めて参ります。</p>

<p>●ホテル・レストラン等におけるメニューの「適正表示」の確保にむけての取組みを積極的に推進することを「計画」に盛り込んでほしい。</p>	<p>適正表示の確保については、現在、国において食品表示法に関する運用体制等について議論が行われているところであります、国の動向を注視して参ります。</p> <p>なお、本市では、メニューと異なる食材等を使用していたことが相次いで発覚した問題を受け、飲食店等に対し、食品衛生法上の問題がないか確認するため、調査を実施しました。</p>
<p>●すべての食品関連業者に「危機管理体制」の構築についての認識を深めていただきため、行政からの情報提供を強化とともに、研修機会をつくることを「計画」に盛り込んでほしい。</p> <p>●食品安全に関する「重大事故発生時の連絡体制の確保」について、「計画」に盛り込んでほしい。</p> <p>●緊急時に消費者に対してどのような情報をどのように伝えるべきなのかを正しく判断し、速やかに行動できる体勢づくりに力を入れていただきたい。</p>	<p>本計画では、広域流通食品による食中毒や食品事故など、緊急かつ重大な事件が発生した際に迅速な措置が講じられること、また市民への危害の発生の拡大防止を図れるよう、緊急管理体制を整備と強化を定めております。</p>
<p>●いわゆる「健康食品」に関する監視指導において、商品パッケージに記載されている表示内容だけでなく、「新聞広告、新聞折り込みチラシ、インターネット等の「探索」を実施することを、「計画」に盛り込んでほしい。</p>	<p>いわゆる「健康食品」に関する不適切表示問題では、薬事法、健康増進法など各種法律に基づき規制されていることから、引き続き、関係機関と連携を図って参ります。</p>
<p>●消費者行政、とくに消費者教育推進の動きと十分に連携を図っていただきたい。</p>	<p>食の安全安心を確保するためには、市民の皆様への普及啓発も重要であると考えております、引き続き、関係機関と連携を図りながら、市民参加型リスクコミュニケーションなどの事業を積極的に進めて参ります。</p>
<p>●京都府の食品安全行政との関係について「二重行政」の弊害がないように十分に連携調整をすすめていただきたい。</p>	<p>日ごろから、京都府とは意見交換や情報を共有し連携を図っているところではありますが、引き続き、それぞれの役割分担のもと、効率的・効果的な監視等を実施できるよう取組んで参ります。</p>

(2) 京の食文化

【意見数：5 意見NO：15～19】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 「京の食文化を代表する和食及び和菓子の安全性確保」については、27年以降も継続される必要があると思う。 ● 京料理、おそうざいなどの「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録され、安全性確保に向けた取組を実施することは、世界に向けて京都市の食の安全・安心をアピールでき、とても良い。 ● 京の食文化「日本酒」の安心安全も推進してほしい。 ● 積極的に監視指導や広報活動を行っていただきたい。 	<p>本市では、「京都市食の安全安心推進計画」に基づき、毎年度テーマを決め、京の食文化を代表する食品への重点的な監視指導を実施しており、これまで「漬物」や「豆腐」を対象としてきましたが、平成26年度はユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」及び「和菓子」を対象に監視指導を実施します。</p> <p>また、「日本酒」は京の食文化を代表する食品の一つと考えておりますので、今後計画を検討するうえでの参考とさせていただきます。</p> <p>なお、毎年、計画の要点をわかりやすく取りまとめた概要版を作成し、各区保健センターや講習会で市民や食品関係事業者の皆様に配布することにより、本計画の周知を図って参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 無形文化遺産に和食が登録されたこともあり、食中毒を京都では発生させない環境を作るよう指導してほしい。 	<p>本市では、年間を通じて実施している監視指導の中で、施設等の衛生管理状況をチェックし、衛生的に不備があれば指導を行っており、食中毒等食品事故発生の未然防止を図っているところです。</p> <p>引き続き、より効果的、効率的な監視指導を実施して参ります。</p>

(3) 食中毒対策

【意見数：4 意見NO：20～23】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 発生の多いノロウイルスとカンピロバクター食中毒予防の啓発をされることには、ポイントを絞っているので良いと思います。効果的な啓発をしていただきたい。 ● 近年、冬場にも鶏肉を生で食べることによる食中毒が多いので、冬場の飲食店重点監視のなかに、肉の取扱についての監視もしていただきたい。 ● 飲食店等においては、鳥刺しなどの生食の提供を控えるよう配慮していただきたい。 	<p>近年の食中毒の傾向として、食品等従事者が食品を汚染することによるノロウイルス集団感染や、鶏肉等の生食に起因するカンピロバクター食中毒が増加傾向にあります。</p> <p>特に、鶏肉の生食による食中毒は一年を通じて発生しており、通常の監視や食肉取扱施設一斉監視において、事業者に鶏肉等の生食の危険性について注意喚起を図っているところです。</p> <p>平成26年度は、近年の食中毒発生状況を踏まえ、ノロウイルス一斉監視を実施するとともに、年末一斉監視や飲食店重点監視においても、ノロウイルスやカンピロバクターに関する監視指導を実施し、注意喚起及び啓発に努めて参ります。</p>

<p>●一般の方々が行う模擬店については、食中毒を引き起こす行動をとっている可能性があるので、講習会だけでなく、直接現場に赴いて指導をしていただきたい。</p>	<p>本市では、イベント等で模擬店を行う場合は、事前に「模擬店の開設届」を提出いただき、その際に食品の衛生的な取扱について注意喚起するとともに、食品衛生講習会の開催、必要に応じて現場における衛生指導を実施しております。</p> <p>今後とも、食中毒発生の未然防止の観点から、衛生管理に努めて参ります。</p>
--	---

(4) 監視指導

【意見数：4 意見No. 24～27】

意見の要旨	京都市の考え方
●「和食」「和菓子」以外にも「洋生菓子」や「洋食」も同様に衛生指導にあたっていただきたい。	京の食文化を代表する食品として平成26年度はユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」及び「和菓子」を対象に重点的に監視指導を実施しますが、「洋生菓子」や「洋食」提供施設についても、年間を通じ監視指導を実施し、食の安全安心の確保に努めております。
●観光都市である京都市として、観光客や修学旅行生が安心して京都観光を行えるよう、きめ細やかな監視をしていただきたい。	本計画では、効果的な監視指導を実施するため、観光都市である本市の地域特性を踏まえ、春及び秋にかけての行楽シーズン対策として、宿泊施設等に対する監視指導を実施することとしており、観光客や修学旅行生の皆様が安心して京の町を楽しんでいただけるよう努めています。
●監視、検査の頻度及び精度を上げて、我々の安全を守ってほしい。	本計画は、年度毎に重点的に取り組むべきポイントを絞り、より効果的、効率的な監視指導が実施できるよう、策定しております。 また、監視業務を行う食品衛生監視員や検査を行う職員については、最新の知識及び技術を習得するための研修会を受講するなどし、日々、自身の研鑽に努めています。
●定期的にフードスタンプ検査を行い、多数の方に経験する機会をつくっていただきたい。	本計画では、科学的知見に基づいた衛生指導の一環として、細菌検査が簡便に行えるフードスタンプを用いた監視指導を実施しており、より多くの施設で実施できるよう取り組んで参ります。

(5) アレルギー対策

【意見数：7 意見NO：28～34】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● カシューナッツやごまがアレルギー物質の表示の対象になり、アレルギーに対して一般的にも関心が高まっているので、アレルギー検査の充実はよいと思う。 ● アレルギーに関する知識は、食中毒より低いと思います。アレルギーに関するビデオなどを借りてほしい。 	<p>近年、特定の原材料に起因する食物アレルギーは重篤な健康被害を引き起こすことが報告されており、本市でも、平成25年度から食品のアレルギー検査を実施し、食品表示が適切に行われているか確認を行い、健康被害の未然防止に努めているところです。</p> <p>また、各区保健センター等の職員が、食の安全安心等の説明等を行う「出前トーク」事業を実施するとともに、一般的な食中毒予防等の啓発用ビデオの貸出を行っております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● アレルギーについては、健康被害を未然に防止すべく、広く検査を実施していただきたい。 	<p>平成25年度は150検体の食品を対象にアレルギー検査を実施して参りましたが、平成26年度は、更に検査対象となる食品の範囲及び検体数を増加させ検査を実施し、食の安全安心を図って参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 監視指導計画の特色において、「飲食店等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底にむけた取組みを抜本的につよめるとともに」と、文言を修正してほしい。 ● 「調査および抜き取り検査を実施、科学的知見に基づいた指導を行い、アレルギー物質による健康被害の未然防止に努めます」と、文言を追加することを検討してほしい。 ● 和菓子や京菓子を店頭で陳列する際に、原材料に卵などアレルギー源の有無の表示があればお客様もお買い求めがしやすいのではと思う。 ● アレルギー物質による体調不良などの健康被害の事例を多くの市民に情報提供し、周知していかなければならない。 	<p>飲食店等の店内で提供されるメニューのアレルギー物質に関する情報提供については、現在、国の通知では努力目標となっています。</p> <p>本計画では、アレルギー物質による健康被害を未然に防止する観点から、飲食店等への立入調査時に、飲食店等事業者にこの通知の趣旨を説明しながら、店頭での表示の徹底について指導して参ります。</p> <p>なお、<u>御意見のありました文言については、一部修正し計画に反映させていただきます。</u></p> <p>食品への表示漏れなどによる食物アレルギーによる健康被害等の未然防止を図るため、本市では食品等の自主回収報告制度を設けており、引き続き、これらの情報を本市ホームページで公開するとともに、メール配信サービスにより広く市民等へ周知して参ります。</p>

(6) 収去検査

【意見数：2 意見NO：35～36】

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●放射性物質の検査数を減らさないでほしい。</p>	<p>本市では、放射能汚染に係る食品の安全の確保及び市民の皆様の不安解消のため、京都市中央卸売市場第一市場に入荷される農水産物、同第二市場でと畜解体する牛の全頭及び市内小売店等で販売されている加工食品について放射能検査を実施しており、検査結果を本市ホームページで公表しております。</p> <p>平成25年度は約300検体の検査を実施して参りましたが、基準を超過する検体はありませんでした。</p> <p>平成26年度は、これまでの結果を踏まえ、検体の種類や産地を厳選しながら、より効果的・効率的な検査を継続し実施して参ります。</p>
<p>●食品の試験検査が25年度より減っていますが、時代のニーズと予算から必要な検査を精査されたのであれば、いいことだと思う。</p>	<p>食品の収去検査は、その時の社会情勢を鑑み、より効果的・効率的な検査を実施するよう計画しております。</p> <p>平成26年度も引き続き、検体の種類や検査項目等を精査しながら検査を実施して参ります。</p>

(7) リスクコミュニケーション

【意見数：9 意見NO：37～45】

意見の要旨	京都市の考え方
<p>●キャラクターのおあがリスをもっと広く活用いただき、全国的なゆるキャラにでもらいたい。</p> <p>●キャラクターのおあがリスは大変好評である。</p>	<p>本市では、市民の皆様に、より一層食の安全安心施策に関心を持っていただくため、食の安全安心啓発キャラクター「おあがリス」を平成25年に作成しました。</p> <p>引き続き、食の安全安心啓発リーフレットや啓発物品等の広報物におあがリスを積極的に活用し、市民の皆様にとって、さらにわかりやすい情報発信に努めて参ります。</p>
<p>●「食の安全」のポスターなどがあると嬉しい。</p>	<p>食の安全安心に関するポスターやリーフレットなどは、各区保健センターにて配布しております。</p>
<p>●夏場だけでなく冬場にもノロウイルスなどに着目した家庭内食中毒予防体験学習をしてみてはどうか。</p> <p>●子供のうちから食べ物について勉強しておくことは、大変素晴らしい事と思います。小学校と協力できれば、さらにいいと思う。</p>	<p>御意見を踏まえ、冬場に多発するノロウイルス食中毒予防体験学習として、「手洗いチェックカード」を用いた啓発活動等を充実させるため、新たにノロウイルス予防啓発強化月間を設けさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加型のリスコミは、市民により近い各区役所ごとに、地域の実情を踏まえて実施された方がよいのではないか。 ●食の安全に関する情報の提供の方法を工夫し、双方向型のコミュニケーションができるよう消費者団体との対話方法を工夫していただきたい。 ●小学生以外にも主婦層の方へも参加できるようにしてほしい。 	<p>本計画では、市民参加型リスコミュニケーションとして、食品表示講習会など各保健センターを中心開催しており、地域に密着した事業の展開を進めております。</p> <p>これらの事業の中には、親子で参加できる事業も含まれており、平成26年度以降も引き続き、できる限り多くの方に御参加いただけるよう実施して参ります。</p>
--	--

(8) 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度

【意見数：5 意見NO：46～50】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ●認証制度は市民・事業者の認知度は低いと思う。もっとアピールしていただきたい。 ●認証マークのことは知りませんでした。もっと広く知られるといいと思う。 ●京都市情報館のトップページから認証制度の所へ行くのは大変すぎる。食のマークを貼って、リンクされてはどうか。 	<p>京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度を広く市民や食品等事業者の皆様に知っていただけるよう、これまで認証施設の見学会の開催や認証取得施設を紹介したマップの作成、京・食ネットにおける認証施設のコラム発信を行うなど、本制度の周知を図っているところです。</p> <p>平成26年度も引き続き、啓発物品の活用やイベントを開催するなど、より一層の認証制度の普及を図って参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●HACCP手法から、さらに食品への意図的な異物混入防止策やアレルギー物質管理などをもとめるFSSC22000規格の紹介等も必要になってくるのではないかと思う。 	<p>本市としては、認証の取得は自主衛生管理を推進していく初步段階であると考えておりますが、施設の実情に応じては、さらに次の段階の自主衛生管理を目指すよう助言するなど、より一層の食の安全の確保に努めて参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●府の「信頼食品登録制度」との統合を図っていただきたい。府の制度と市の制度には「視点」のちがいはあるものの、内容面ではあまり大きな違いは見いだせないように思う。 	<p>本市の「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」は、仕入から製造・調理及び提供にいたるまでの全工程及びそれぞれの記録が適切に行われているかを評価し、「施設」を認証の対象としています。一方、京都府の「きょうと信頼食品登録制度」は、京都府内で生産又は製造される「食品」毎に登録を行う制度であり、本市の制度とは異なるものです。</p> <p>現在のところ、統合を行う予定はございません。</p>

(9) その他

【意見数：3 意見NO：51～53】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ●ノロウイルス予防のアルコールなど、業者が売り込みにきます。本当に有効な製品なのかどうか等アドバイスいただきたい。 	<p>市民の皆様からの食品衛生に関する相談や食品表示、不良食品等の相談は各区保健センターにおいて受付けしております。</p>

<p>●「自主回収報告制度」に関して、京都市食の安全安心条例中に明記され、該当する事案についての報告が市ホームページ等で公開されるようになってきたことは評価できる。こうした取組みをさらにすすめ、京都市の食の安全・安心にかかわる施策と体制の全体および関連がより多くの市民に見えるようにしていただきたい。</p>	<p>自主回収報告制度については、平成22年から運用を開始しており、報告のあった商品については本市ホームページ等で公開しているところです。 引き続き、市民の皆様にわかりやすい、情報提供に努めて参ります。</p>
<p>●食品表示による食品の産地、生産者、賞味期限、消費期限のような食品に対する情報について市民や国民の関心が強くなっていると思います。昨年末にホテルなどの宿泊施設や飲食店で食品偽装事件が起こりましたが、今後、このような問題が起きないよう自分も含めて市民国民の多くの方々が食品表示に関心を持ち啓発していく事に努めたいと思う。</p>	<p>食の安全安心に関する取組は、本市のみならず食品等事業者や市民の皆様が、それぞれの責務や役割を担っていただくことが不可欠であることから、引き続き、正確な情報提供に努めて参ります。</p>

※ 皆様からの御意見を受け、本計画に盛り込んだ点及び平成26年度に新たに実施していくこととした内容については、下線を引いています。

平成 26 年度
京都市食品衛生監視指導計画（案）

京 都 市 保 健 福 祉 局

目 次

I	京都市食品衛生監視指導計画の基本事項	1
II	平成26年度京都市食品衛生監視指導計画の特色	3
III	監視指導の実施体制、関係機関との連携、市民及び食品等事業者との協働	4
IV	監視指導の実施	5
V	食品等の試験検査の実施	7
VI	緊急管理体制の整備と強化	8
VII	自主的な衛生管理の推進及び食品等事業者の育成	9
VIII	リスクコミュニケーションの推進	10
IX	食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上	12
《 参考資料等 》			
	食品供給工程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目(別紙1)	13
	平成26年度 収去検査計画表(別紙2)	15
	平成26年度 市内保健センターにおける監視指導計画表	17
	平成26年度 中央卸売市場第一市場内(衛生環境研究所生活衛生部門)における監視指導等計画表	18
	平成26年度 中央卸売市場第二市場内(衛生環境研究所食肉検査部門)における監視指導等計画表	19
	用語説明	20

I 京都市食品衛生監視指導計画の基本事項

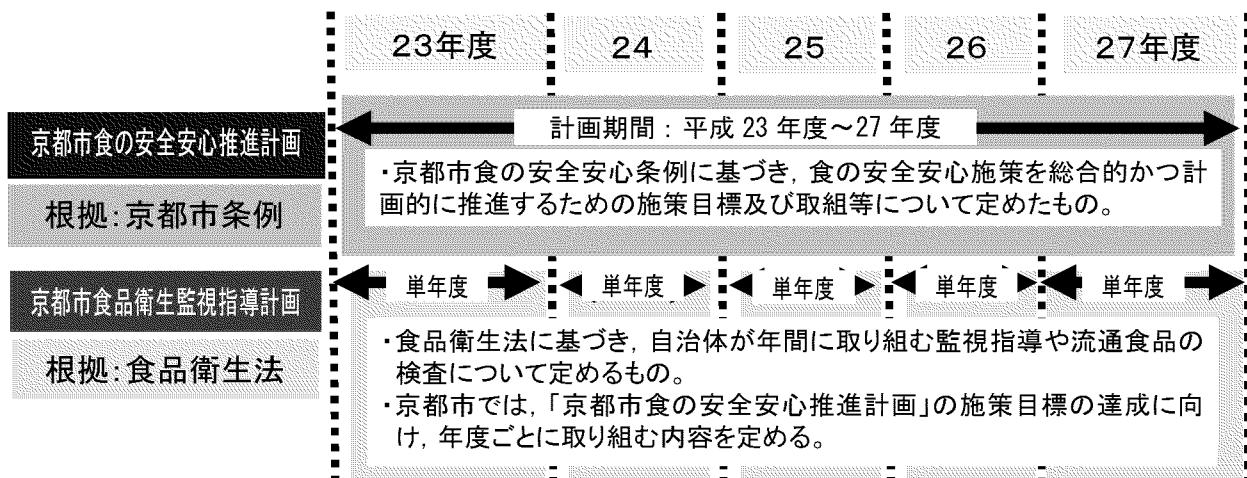
1 京都市食品衛生監視指導計画の基本方針

京都市では、平成22年4月に市民及び観光旅行者等の健康保護を目的とし、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」（以下「京都市食の安全安心条例」という。）を施行しました。本条例では、3つの基本理念にのっとり、京都市、食品等事業者や市民等が、それぞれの責務や役割を担い、食の安全安心施策に取り組むこととしています。その施策目標や取組内容を具体化するため、平成23年4

月に「京都市食の安全安心条例」第9条に基づき、「京都市食の安全安心推進計画」を策定しました。「京都市食の安全安心推進計画」では、京都らしい2要素（①京の食文化の継承、②「大学のまち京都・学生のまち京都」の特色を活かした取組の推進）を取り入れ、食の生産から消費に至るすべての工程で食の安全安心が確保されるよう、食品等事業者に対する監視指導、流通食品の検査、リスクコミュニケーション等の取組を盛り込んでいます。

「平成26年度京都市食品衛生監視指導計画」は、食品衛生法第24条に基づき、京都市が平成26年度に実施する食品等事業者に対する監視指導及び食品検査の内容等を定めるとともに、「京都市食の安全安心推進計画」の施策目標を着実に達成するため策定するものです。

2 京都市食の安全安心推進計画と京都市食品衛生監視指導計画の関係



3 平成26年度京都市食品衛生監視指導計画の実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

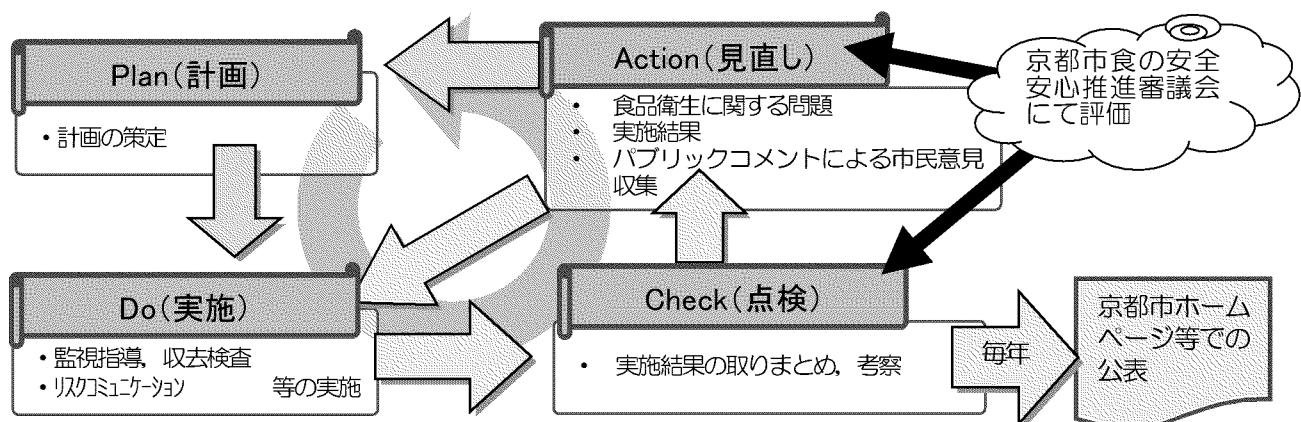
4 京都市食品衛生監視指導計画の評価・公表

計画に基づき実施した監視指導等の結果については、*京都市食の安全安心推進審議会に報告し、評価を受けた後、翌年度の6月30日までに公表します。（ただし、夏期及び年末年始等に実施した一斉取締の結果については、随時公表します。）

5 次年度計画の策定

以下に示すP D C Aの考え方に基づき、食品衛生に関する問題や前年度の京都市食品衛生監視指導計画の実施結果、市民や関係事業者、関係団体からのパブリックコメント及び京都市食の安全安心推進審議会からの意見を受け、次年度計画を策定します。

《京都市食品衛生監視指導計画 計画→実施→点検→見直しの流れ》



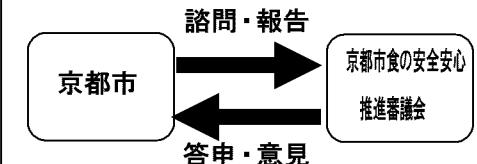
* 京都市食の安全安心推進審議会とは

「京都市食の安全安心条例」に基づき、市長からの諮問に応じて食の安全安心に係る重要施策について審議する機関です。現在、市民、学識経験者、食品関係団体、消費者団体の代表者12名から構成されています。平成22年4月に設置し、これまで「京都市食の安全安心推進計画」の策定に係る審議やその他食の安全安心施策に関する情報提供及び意見交換を行ってきました。いただいた意見については、食の安全安心行政に反映させます。

また、審議結果については、保健医療課ホームページに掲載しています。

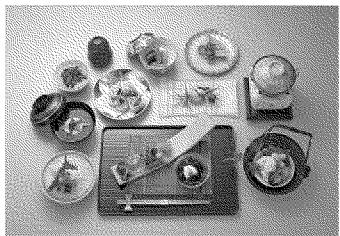
(URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/39-2-0-0-0-0-0-0-0.html>)

京都市及び京都市食の安全安心推進審議会との関係図



Ⅱ 平成26年度京都市食品衛生監視指導計画の特色

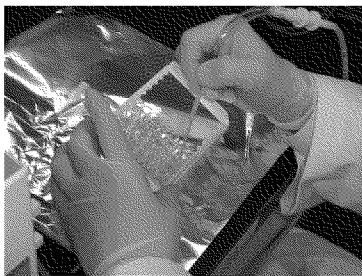
① 京の食文化を代表する和食及び和菓子のさらなる安全性確保【新規】



「京都市食の安全安心推進計画」では、京の食文化を代表する食品の安全の確保に取り組むこととしています。

平成26年度は、平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」（京料理、おそうざい）及び「和菓子」を対象とし、製造・提供施設に対し調査を行うとともに、抜取り検査を実施し、科学的知見に基づいた衛生指導を行います。

② 食品のアレルギー物質に関する指導及び検査の実施【充実】



京都市では、食物アレルギーによる健康被害の未然防止を図るため、「乳」や「卵」など7種類のアレルギー物質検査を実施しています。

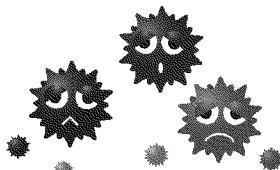
平成26年度は、検査検体数を増加させ、科学的知見に基づいた監視指導を実施する中で、飲食店等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底を推進し、アレルギー物質による健康被害の未然防止に努めます。

③ ノロウイルス・カンピロバクターによる食中毒予防の啓発【充実】

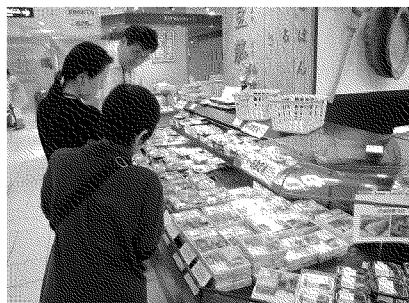
近年の食中毒事件の傾向として、ノロウイルス及びカンピロバクターを原因とする食中毒が、全体の約6割を占めています。

このため、京都市では、ノロウイルスが流行する冬場が訪れる前に、団体旅館や社会福祉施設等に対してノロウイルス対策一斉監視を実施することで、営業者や食品従事者に対して衛生管理等の周知徹底を図ります。

また、カンピロバクター食中毒を引き起こしやすい、鶏肉の生食についても、飲食店等での抜取り検査を実施し、科学的根拠に基づき、注意喚起を図るとともに消費者に対する啓発も推進します。



④ 参加型リスクコミュニケーションの推進【充実】

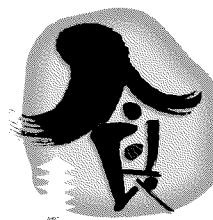


「京都市食の安全安心推進計画」に基づき、自らが安全の観点で食品を選択できる「食こだわり人」の増加を図るため、「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証施設」における食品工場見学会や地域に密着した食品表示講習会、さらに平成26年度からは小学生を対象とした食品衛生啓発事業を新たに開催し、参加型リスクコミュニケーションを推進します。

⑤ 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度の普及【継続】

京都市では、食品等事業者の自主的な衛生管理状況を評価し認証する「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」を運用し、108施設（平成25年12月現在）が認証を取得しています。

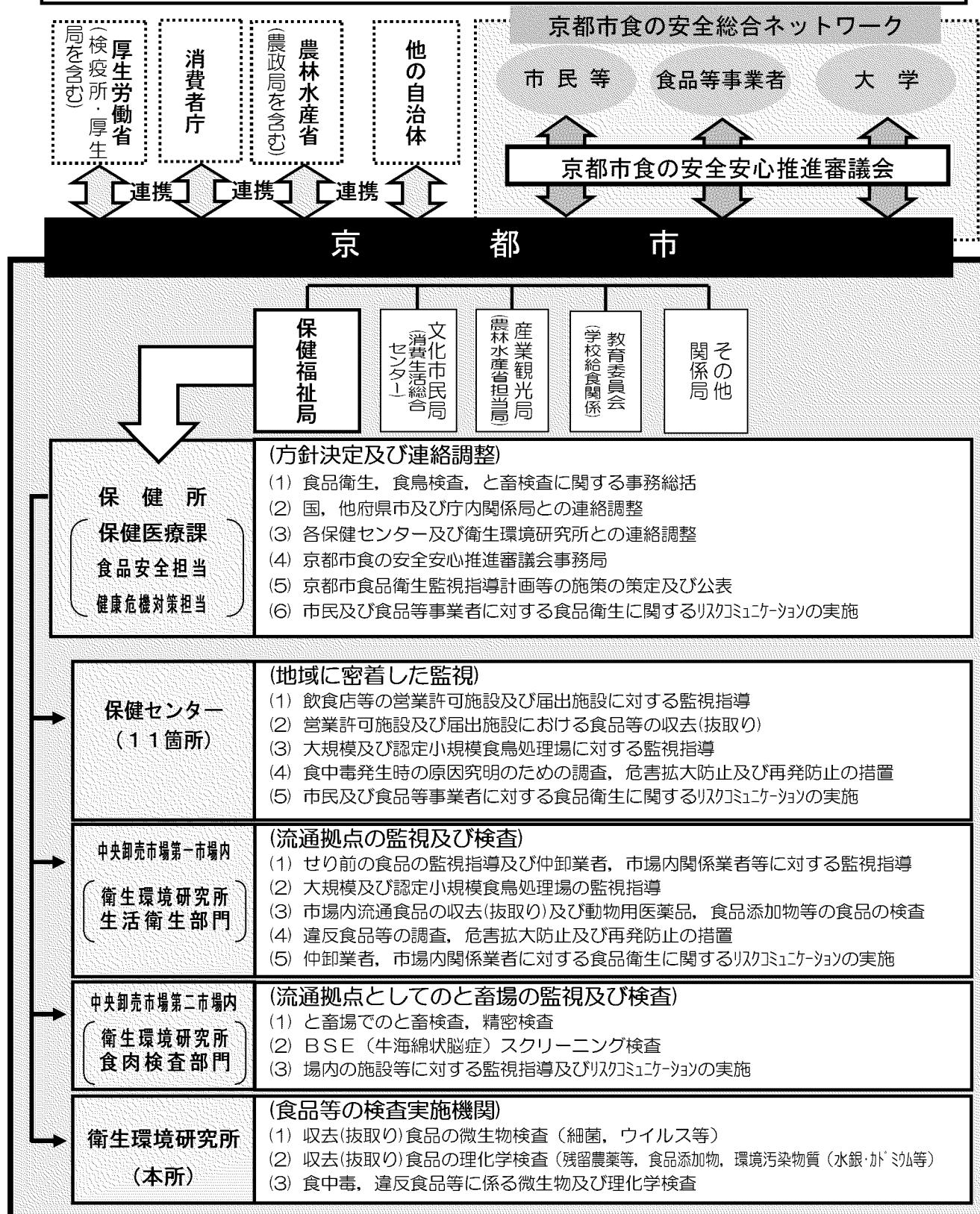
食品関係団体向けの講習会や関連部局が主催するイベントの機会を利用し、食品等事業者だけでなく市民に本制度を周知し「認証マーク」＝「安全の証」の認識が広がるよう、制度の普及に取り組みます。



III 監視指導の実施体制、関係機関との連携、市民及び食品等事業者との協働

京都市では、保健所及び保健センター並びに衛生環境研究所がそれぞれの役割のもと、互いに連携し、食品等事業者に対して効果的な監視指導及び食品の収去（抜取り）検査を実施するとともに、国、他自治体等の関係機関と連携を図り、情報の共有及び調査協力等を行います。

また、市民等や食品等事業者、大学及び京都市とが、京都市食の安全安心推進審議会を機軸に情報共有を図る「食の安全総合ネットワーク」を推進します。



IV 監視指導の実施

「食品衛生法」、「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」、「京都市食の安全安心条例」、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」、「ふぐの処理及び販売の規制に関する条例(京都府条例)」、「食品行商衛生条例(京都府条例)」等の法令遵守の徹底を図り、市内に流通する食品の安全を確保するため、食品関係施設に対して監視指導を実施します。

1 監視指導に関する基本事項

食品関係施設への監視指導を実施するに当たっては、過去に食中毒、違反や苦情が発生した施設、食中毒の危険性が高い食品等を取り扱う業種等を「重要監視指導の対象施設」とし、下図に示す監視指導項目に基づき、年間複数回にわたり監視指導を実施します。

監視指導の対象施設

重要監視指導の対象施設

一斉監視等の機会を利用し、年間複数回の監視指導を行う。

- * 過去に食中毒、違反や苦情が発生した施設
- * 京の食文化を代表する食品製造施設
- * 宿泊施設
(旅館、ホテルのうち、食事の提供を行っている施設)
- * 大規模調理施設
(保育所、小学校、福祉施設、病院等の給食施設)
- * 弁当調製所・仕出し屋
(1回300食以上又は1日750食以上を調製する施設)
- * 食肉処理業、食肉販売業（処理加工を行う施設）
- * 魚介類販売業
(ふぐ又はカキ等の二枚貝を取扱っている施設)
- * 広域流通食品等を製造及び販売する施設
- * 食鳥処理施設

左記以外の施設

原則、年間1回以上の監視指導を行う。

中央卸売市場第一市場

せり開始前等に常時監視を行う。

中央卸売市場第二市場（と畜場）

と畜場法に基づくと畜検査を行う。



監視指導項目

施設や食品の取扱いに関する項目

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」に基づき、

- ① 衛生管理項目（食品関係施設の内外の清潔保持、ねずみ・昆虫等の駆除、給水管理、食品の取扱い、従事者の健康確認等）
- ② 原材料の衛生状況
- ③ 製品の表示事項の点検等の基準遵守について監視指導を実施します。

食品供給工程の各段階における監視指導項目

食品の製造・加工から貯蔵、運搬、調理及び販売に至るそれぞれの段階で、食品群ごとに、食品安全事故等の未然防止のための重点監視項目を定めた「食品供給工程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目」(P13別紙1)に基づき監視指導を実施します。

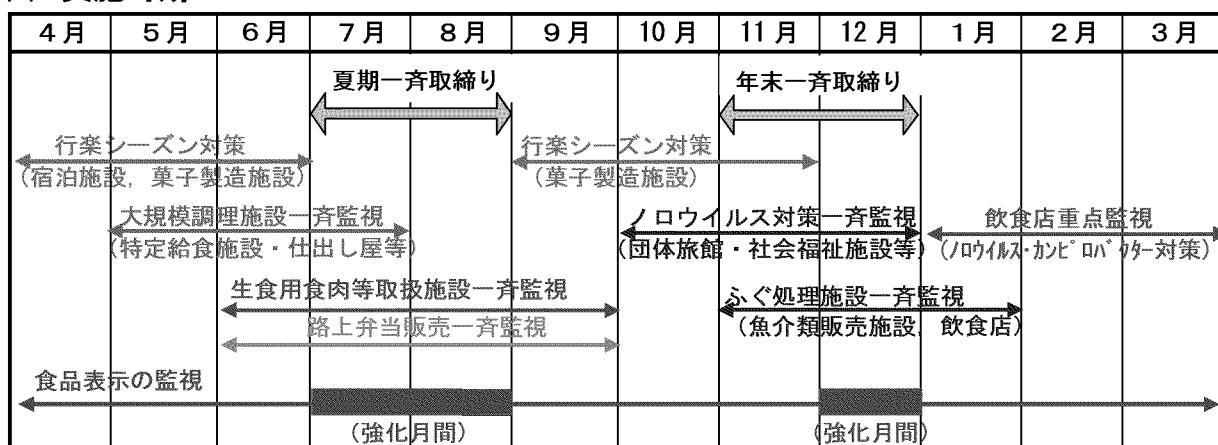
2 一斉監視の実施

年間を通じて関係施設の監視を行い、食の安全安心の確保を図ります。

特に、細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末については、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、重点的に監視指導を実施します。

また、観光都市である京都市の地域特性を考慮した行楽シーズン対策やノロウイルスの本格的な流行を迎える前に団体旅館や社会福祉施設に対する衛生指導など、対象施設や期間を定めて重点的に監視指導を実施するとともに、食品表示の監視は1年を通して実施します。

(1) 実施時期



(2) 実施内容

一斉監視	内容等	主な対象施設	時期
行楽シーズン対策 (食べて安心・京の旅)	京都市を訪れる観光旅行者が増加する時期に食中毒の発生や不良食品等の流通を排除するため監視指導を強化します。	京の食文化を代表する食品製造施設(菓子製造施設)、宿泊施設、飲食店(和食)	4月～6月
			9月～11月
大規模調理施設一斉監視	「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、食中毒リスクが高い大規模調理施設に対する監視指導の徹底を図ります。	特定給食施設(1回の食事提供量100食、1日の食事提供量250食以上の施設)、仕出屋等	5月～7月
生食用食肉等取扱施設一斉監視	食品等事業者に対し、腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクター等による食中毒予防啓発を徹底します。	焼鳥・焼肉等飲食店、食肉処理施設、食肉販売施設	6月～9月
路上弁当販売一斉監視	路上弁当販売による食中毒発生防止の徹底と適正な表示について監視指導します。	路上での弁当販売、弁当調製所	6月～9月
夏期一斉取締り	食品の事故が多く発する夏期に食中毒の発生や不良食品等の流通を排除するため、監視指導を強化します。食品表示に関するも重点的に監視指導します。	大量調理施設、広域流通食品製造・販売施設、魚介類・卵・食肉関係施設等	7月～8月
ノロウイルス対策一斉監視	ノロウイルスによる食中毒が多発する冬場を迎えるにあたり、一度に多数の方が利用する施設への監視指導を強化します。	ホテル、団体旅館、社会福祉施設等	10月～12月
ふぐ処理施設一斉監視	「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」について周知を図るとともに、ふぐ毒による食中毒発生防止を徹底します。専任のふぐ処理師による適正な処理について監視指導します。	ふぐ処理施設、未処理ふぐ販売施設、魚介類販売施設、飲食店等	11月～1月
年末一斉取締り	食品の流通量が増加する年末に食中毒の発生や不良食品等の流通を排除するため、監視指導を強化します。食品表示に関するも重点的に監視指導します。	大量調理施設、広域流通食品製造・販売施設、魚介類・卵・食肉関係施設等	11月～12月
飲食店重点監視	特に飲食店に対し、施設の衛生管理やノロウイルス・カンピロバクター対策等について重点的に監視指導を実施します。	飲食店	1月～3月
食品表示の監視	食品表示違反の防止を図るため、適正表示に向けた監視を実施します。	食品製造施設、量販店(デパート、スーパー)	年間

V 食品等の試験検査の実施

食品、食品添加物及び食品に直接触れる器具及び容器包装について、食品衛生法等に基づき、食品衛生監視員が収去(抜取り)し、衛生環境研究所において検査します。

1 収去(抜取り)検査

(1) 収去検査目的等

市内で製造もしくは流通する食品等の安全を確保するため、収去検査を実施します。収去に当たっては、過去の違反の発生状況や現在問題となっている食品等を踏まえ、効率的かつ効果的な収去検査を実施します。

(2) 平成26年度収去検査計画

平成26年度は、ユネスコの無形文化遺産に登録された和食（京料理、おそうざい）や、京の食文化を代表する和菓子、さらにはアレルギー物質の検査を拡大して実施します。

検体の種類	26年度検体数 () 内は全検体数に占める割合	25年度検体数 () 内は全検体数に占める割合
和菓子（菓子類）	133 (6.0 %)	88 (3.8 %)
残置食（和食、大量調理施設）	300 (13.5 %)	200 (8.6 %)
アレルギー物質	180 (8.1 %)	150 (6.4 %)
魚介類（生食用鮮魚介類を含む）	105 (4.7 %)	115 (4.9 %)
冷凍食品	22 (1.0 %)	22 (0.9 %)
魚介類加工品	80 (3.6 %)	75 (3.2 %)
肉卵類及びその加工品	233 (10.5 %)	312 (13.4 %)
乳	22 (1.0 %)	22 (0.9 %)
乳製品	17 (0.8 %)	29 (1.2 %)
アイスクリーム	22 (1.0 %)	22 (0.9 %)
穀類及びその加工品	56 (2.5 %)	46 (2.0 %)
野菜・果物及びその加工品	98 (4.4 %)	169 (7.2 %)
清涼飲料水	6 (0.3 %)	6 (0.3 %)
油脂類	25 (1.1 %)	32 (1.4 %)
漬物	122 (5.5 %)	144 (6.2 %)
輸入食品	233 (10.5 %)	238 (10.2 %)
放射能検査	232 (10.4 %)	300 (12.9 %)
その他の食品（路上販売弁当）	60 (2.7 %)	60 (2.6 %)
その他の食品	97 (4.4 %)	112 (4.8 %)
器具及び容器包装	181 (8.1 %)	191 (8.2 %)
合 計	2,224	2,333

※アレルギー物質及び放射能検査については、検査検体が未定のため、検査項目名を記載しています。

(3) 検査の結果、違反が確認されたときの措置等

違反食品の製造、加工、販売施設に対し、適切な措置を講じます。また、製造施設等が市外にある場合、当該施設を所管する自治体に通報し、危害拡大防止を図ります。

2 食中毒等及び違反食品等の原因究明のための検査

食中毒等の発生時や違反食品等の発見時には、発生原因を迅速に究明するために、患者や従事者の便の検査を実施するとともに、関係する食品や設備・器具等の微生物検査や理化学検査を実施します。

3 施設、設備等の衛生検査

飲食店、食品製造施設、と畜場及び食鳥処理場等への監視指導の際、必要に応じて、食品、設備、器具及び従事者の手指等について、細菌の簡易検査を実施することにより、施設等の汚染状況を把握し、洗浄消毒の徹底について指導します。

VI 緊急管理体制の整備と強化

京都市食の安全安心条例に基づき緊急管理体制を整備し、食中毒等の健康危害発生時及び違反食品の発見時等には迅速に対応し、危害拡大の防止を図ります。

1 食中毒等の健康危害発生時の対応

医療機関、患者等から食中毒の発生を疑う届出があった場合、保健センター等の食品衛生監視員が直ちに患者に対する聞き取り調査や検便等を行うとともに、関係施設に対する立入調査や施設の衛生管理等の確認及び必要な検査を実施し、原因究明を行い、危害の拡大防止を図ります。

必要に応じて、厚生労働省及び関係する都道府県等と連携協力し危害の拡大防止を図ります。

食中毒の発生原因となった施設については、市民への危害の拡大を防止する目的で、営業停止処分等の措置を講じるとともに報道機関に情報を提供し、公表します。

2 違反食品を発見した場合の対応

市内に流通している食品等について違反を発見した場合、当該食品の販売店もしくは製造所を迅速に調査し、違反食品が流通及び販売されないよう、速やかに回収・廃棄命令等の行政処分や再発防止指導等の適切な措置を講じ、危害の拡大防止を図ります。

必要に応じて、衛生環境研究所で製品検査を実施し、原因の究明を図ります。

また、違反食品が広域に流通している場合には、厚生労働省及び関係都道府県等の食品衛生関係部局に違反食品等に係る情報を迅速に提供し、危害の拡大防止を図ります。

違反による危害が広域に及ぶ場合や今後更に危害が拡大するおそれがある場合には、報道機関に情報を提供し、公表します。

3 市民から不良食品について届出があった場合の対応

保健センター等において、市民からの食品衛生に関する相談や表示、異物混入、カビの発生、異味異臭等の違反・不良食品等の相談を受け付けます。

市民からの食品苦情の届出を受けた場合には、保健センター等の食品衛生監視員は購入及び発見時の状況について具体的に聞き取り、関係する販売店や製造所等の調査を行い、必要に応じて、衛生環境研究所で製品検査を実施し、原因究明に努めます。調査及び検査の結果、違反・不良食品と判明した場合には、必要に応じて速やかに回収・廃棄命令等の行政処分や再発防止指導等の適切な措置を講じ、危害拡大の防止を図ります。

4 他自治体で食品衛生に係る事件が発生した際の対応

他の自治体等において、社会的に影響が大きく、食の安全を脅かすような事件が発生した場合には、京都市内で同様な事件が発生することを未然に防止するため、当該事件に関連する市内の施設に対し、直ちに立ち入り検査を実施し、監視指導を強化します。また、必要に応じて、関連食品の収去（抜取り）検査を実施し、食の安全安心を確保します。

VII 自主的な衛生管理の推進及び食品等事業者の育成

食中毒や異物混入など食品に係る様々な危害の発生を防止するため、食品衛生監視員が施設の立入検査や各種講習会を通じて、HACCP（ハサップ）システムの考え方に基づく衛生管理手法を取り入れた食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を図ります。

1 内 容

(1) 「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の遵守の徹底

食品等事業者に、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」で規定された製品の自主検査の実施や食品を製造・調理する工程における必要な記録の作成と保存等の遵守について指導し、自主的な衛生管理の推進を図ります。

また、地下水を使用している食品等事業者に対しては、同条例に基づく定期的な検査の実施を指導し、水質管理の徹底を図ります。

(2) 「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の普及啓発

本制度は、食品等事業者が実施する衛生管理状況を評価・認定することにより、事業者の自主的な食の安全安心の確保を促進することを目的として、平成18年度に創設したものです。

平成25年12月現在、京の食文化を代表する漬物、豆腐、そ^うざい、お酒等の製造施設及びお食事処など108施設が認証を取得しています。

認証を取得した施設や当該施設で製造した商品には、認証施設又は商品に「認証マーク」を掲示することが可能となります。消費者がより安全な食品を選択するための一助となるよう認証マークの普及啓発に努めます。

引き続き、食品関連団体に対する講習会や関係部局が実施するイベントなどを活用し、本制度の普及を図ります。

(3) 自主回収報告制度

京都市食の安全安心条例に基づき、食品等事業者は、自社製品で違反を発見し、自主的に当該品の回収に着手した場合には、その旨を京都市に報告することとなっています。食品等事業者に対し、

「自主回収報告制度」を周知し、報告の徹底を指導するとともに、報告内容は京都市ホームページ等で公開し、市民の安全安心の確保を図ります。

(4) 食品衛生責任者の育成

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」では、衛生管理の中心的役割を担う食品衛生責任者を施設ごとに設置するよう、営業者に対し義務付けています。食品衛生責任者は、営業者に対し食品衛生に関する必要な意見を述べるとともに、営業者は食品衛生責任者の意見を尊重し、自主管理を促進していくかなければなりません。

各種講習会等を通じ、食品衛生責任者に対し最新の食品衛生に関する情報を提供し、食品衛生責任者の資質の向上を図ります。



京・食の安全衛生管理認証

VII リスクコミュニケーションの推進

市民、食品等事業者及び京都市等の関係者間で、食の安全安心情報の普及と意見交換を進め、相互理解と信頼を深めるため、ホームページや市民しんぶん等を活用した情報の公開、講習会の開催、食品工場見学会等のリスクコミュニケーションを推進します。

1 参加型リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、従来の一方的な情報提供ではなく、参加者が体験学習を通じ、相互に意見を発言しあう、参加型リスクコミュニケーションに取り組みます。

(1) 食品工場見学会の実施

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証施設等を訪れ、食品の製造工程や衛生管理状況を見学する市民向け食品工場見学会を開催します。参加者が、食品工場見学を通じて、食品等事業者による自主的な衛生管理の取組を知るとともに、工場従事者や本市の食品衛生監視員等と意見交換を行うことで、食の安全安心に関する意識の向上を図ります。



豆腐づくり体験の様子

(2) 地域密着型食品表示講習会の実施

普段市民の皆様が利用されるスーパーや百貨店において、食品表示に係る講習を実施した後に、店頭で実際に販売されている食品の表示等を見学することで、食品表示に係る理解を深めます。また、参加者、販売店従事者、本市の食品衛生監視員等と意見交換を行うことで、地域に密着したリスクコミュニケーションを実施します。



食品表示見学の様子

(3) 家庭内食中毒予防体験学習（小学生向け）の実施【新規】

平成26年度からの新たな取り組みとして、小学生及びその保護者を対象とした夏休み体験学習の一環として、家庭の台所の衛生管理調査や、手洗い体験学習、さらには普段食品衛生監視員が行っている収去（抜取り）体験等を実施します。

(4) 「模擬店衛生管理啓発リーフレット」、「学祭衛生管理マニュアル」等を活用したリスクコミュニケーションの実施

地域ぐるみで開催される夏祭りや、冬場の餅つき大会、さらには学祭の模擬店での食品事故を防止するため、本市独自に製作した「模擬店衛生管理啓発リーフレット」の配付や「学祭衛生管理マニュアル」を活用した衛生講習会等を実施し、開催者側の自主的な衛生管理の取組を促進します。



(5) ノロウイルス予防啓発の実施

冬場に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、パンフレットなどを活用した啓発とともに手洗いの重要性を視覚的に示すことができる「手洗いチェック」を活用した啓発を実施します。

(6) 食品衛生月間の実施

8月の「食品衛生月間」にあわせ、一般社団法人京都市食品衛生協会や市内の商店街等との共催により、食品等事業者や市民に対し、食中毒予防に向けた啓発活動を実施します。



2 食品の安全性に関する情報発信、講習会及び意見交換会の実施

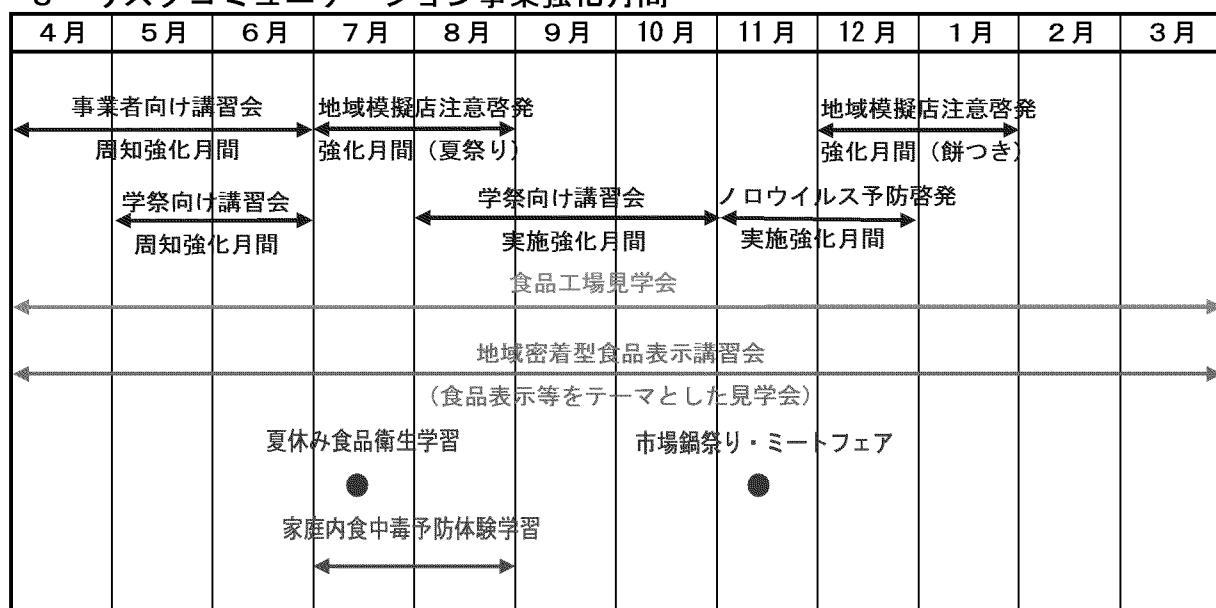
市民及び食品等事業者を対象に、「食中毒」、「食品表示」等をテーマとした講習会や意見交換会を開催することにより、食の安全安心に関するリスクコミュニケーションを推進します。

特に家庭や地域団体向けの衛生講習会を開催し、食中毒予防の啓発を行います。

さらに、関係部局との連携により、観光旅行者や修学旅行生に対する情報発信を行うとともに、大学等と連携し、食の安全安心に関するトピックスなどを随時発信します。

事 業 名		実施時期
市民 向 け	リーフレットやチラシの配布(保健センター来所時、講習会開催時、保育所等)	通 年
	「市民しんぶん」、「保健センターニュース」、地下鉄広告、新聞広告及びホームページを活用した食の安全安心情報の発信	通 年
	大学と連携した食の安全安心情報の発信	通 年
	観光旅行者等に対する食の安全安心情報の発信	通 年
	保健センターの各種事業を活用した意見交換会	通 年
	地域団体（女性会、町内会等）を対象とした食品衛生講習会の開催	通 年
	大学生を対象とした食の安全安心情報の発信及び食品衛生講習会の開催	通 年
	衛生環境研究所における中学生等を対象にした「夏休み食品衛生学習」	8月（夏休み）
	中央卸売市場第一市場「市場鍋祭り」の来場者に対する食の安全安心情報の発信	11月
食品等 事 業 者 向 け	京都市と畜場「ミートフェア」の来場者に対する食肉安全情報の発信	11月
	営業許可継続申請時等の食品衛生講習会	通 年
	食品関係団体等に対する食品衛生講習会、意見交換会	通 年

3 リスクコミュニケーション事業強化月間



4 各種啓発物（リーフレット類など）の制作

監視指導や啓発が円滑に行えるよう、社会情勢に応じた様々なリーフレットを適宜作成するとともに、リスクコミュニケーション事業を適切に推進するため、啓発物品を制作し、食の安全安心に効果的な啓発に努めます。

IX 食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上

監視指導に従事する食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員に対し、各種研修会等を通じて、食品衛生に関する専門的かつ最新の情報を提供し、人材の育成と資質の向上に努めます。

1 厚生労働省、近畿厚生局等が実施する研修への参加

厚生労働省等が実施する研修等に職員を派遣し、最新の科学的知見や事例等の情報を入手します。また、研修を受講した職員から他の本市職員に対し、伝達講習を実施することにより、関係職員の知識や技術の向上を目指し、より効果的な監視指導に役立てます。

2 食品衛生監視員及び検査員等の養成研修の実施

(1) 食品衛生監視員及び検査員に対する研修の実施

食品衛生監視員及び検査員に対し、食品関係業務研修、関係法令研修、監視指導実地研修や検査研修など、監視指導に係る知識及び技術の向上のため、各種研修を実施します。あわせて、HACCP システム、食品加工技術の向上に伴う専門的な知識や技術の習得を目的とする研修を実施します。

また、食中毒事件や違反食品の広域流通事件など、緊急事態を想定したシミュレーション研修や事例研修を行い、迅速かつ効果的に対処できる体制を強化します。

(2) 食品衛生業務に係る調査研究

専門的な知識や技術の研鑽を目的とし、食品衛生監視員及び検査員が、食品衛生に係る調査研究を行い、その結果を日常業務に役立てます。



食品供給工程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目

1 食品群別の監視指導項目

監視指導を行う場合、下表の食品群の区分ごとに「製造及び加工」及び「貯蔵、運搬、調理及び販売」の各段階に応じて、重点的に監視指導を実施します。(14ページ上欄のその他の監視指導項目は、共通の監視項目です。)

食品群 ● 製造工程	目的	製造及び加工	貯蔵、運搬、調理及び販売
(1)食肉、食鳥肉及び食肉製品	●腸管出血性大腸菌0157、カンピロバクター、サルモネラによる食中毒の発生防止	【食肉処理業、食肉製品製造業】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の微生物汚染の防止の徹底 ・原材料の受入れ時のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・食肉、食鳥肉、食肉製品の検査 	【食肉販売業、そうざい製造業、飲食店営業等】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底 ・十分な加熱の徹底
(2)乳及び乳製品	●サルモネラ、黄色ブドウ球菌、リストリアによる食中毒の発生防止	【乳製品製造業】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の微生物汚染の防止の徹底 ・原材料の受入れ時のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・乳、乳製品の検査 	【乳類販売業、集団給食施設等】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底
(3)食鳥卵	●サルモネラによる食中毒の発生防止	【卵選別包装業、液卵製造業】 <ul style="list-style-type: none"> ・微生物汚染の防止の徹底 ・受入れ時の異常卵のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 	【菓子製造業、飲食店営業、食鳥卵販売業等】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底 ・十分な加熱の徹底
(4)魚介類及び魚介類加工品	<ul style="list-style-type: none"> ●腸炎ビブリオによる食中毒の発生防止 ●寄生虫等による食中毒の発生防止 <ul style="list-style-type: none"> ●自然毒(フグ毒、貝毒)による食中毒の発生防止 	【魚肉ねり製品製造業、魚介類加工業等】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の微生物汚染の防止の徹底 ・原材料の受入れ時のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・生食用魚介類取扱の法令遵守の徹底 ・鮮魚介類、魚肉練り製品の検査 【ふぐ処理施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・ふぐを取扱う専用の場所及び専用まな板、包丁、保管容器の使用徹底 ・適正な廃棄物(有毒部分)処理の徹底 	【魚介類せり売り営業、魚介類販売業、飲食店営業等】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底 ・十分な加熱の徹底 ・貝毒、微生物等の検査 【ふぐ処理施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・専任のふぐ処理師のもと、有毒部位の除去等、適正なふぐ処理の徹底 ・ふぐの適正な処理の徹底 ・製品の適正表示
(5)野菜、果実、豆類、種実類、茶等及びこれらとの加工品(有毒植物及びキノコ類を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ●腸管出血性大腸菌0157による食中毒の発生防止 ●残留農薬基準違反の食品の排除 ●自然毒(キノコ毒等)による食中毒の発生防止 	【そう菜製造業、かん詰又はびん詰食品製造業等】 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の微生物汚染の防止の徹底 ・原材料の受入れ時の残留農薬検査結果のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・加工食品の検査 	【飲食店営業】 <ul style="list-style-type: none"> ・生食用野菜、果実等の衛生的な取扱い ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底

その他の監視指導項目

- ア) 食品添加物(その製剤を含む。)の製造者及び加工者並びに添加物を使用する食品の製造者及び加工者に対し、使用添加物の確認の徹底を指導します。
- イ) 食品添加物を使用して製造又は加工した食品について、添加物の検査を実施します。
- ウ) 製造者、加工者及び調理者による異物の混入対策の徹底を指導します。
- エ) 食品等事業者により製造・加工、調理の各段階における原材料及び製品の適正な温度管理の徹底を指導します。
- オ) 遺伝子組換え食品の表示の徹底について指導する。また、安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通防止を図るため、原材料及び加工食品等の検査を実施します。
- カ) アレルギー物質を含む食品の表示の徹底を図るために、製造者及び加工者による使用原材料の確認の徹底について指導します。
- キ) いわゆる健康食品について適正な表示を徹底するよう指導します。また、無承認医薬品成分を含有する商品の流通を防止するため、製造者及び加工者による使用原材料の確認の徹底について指導します。

2 輸入食品に関する監視指導項目

輸入食品取扱業者に対する監視指導を行うに当たっては、下表の項目について重点的に監視指導を実施します。

- ア) 原産国での生産情報(使用農薬、使用添加物等)を収集し、把握するよう指導します。
- イ) 自主検査の実施等により、安全性確保を徹底するよう指導します。
- ウ) 食品衛生法に基づく適正な表示について指導します。
- エ) 残留農薬、食品添加物等の検査を実施します。

3 畜場及び食鳥処理場における監視指導項目

畜場及び食鳥処理場における監視指導を行うに当たっては、下表の項目について重点的に監視指導を実施します。

- ア) 健康な獣畜又は食鳥の搬入推進を指導します。
- イ) 獣畜の病歴を踏まえたと畜検査を実施します。
- ウ) 枝肉及び中抜きといたい等の微生物検査等による衛生的な処理の検証を実施します。
- エ) 48箇月齢超の牛に対して、BSEスクリーニング検査を実施します。
- オ) 獣畜又は食鳥の動物用医薬品等の使用状況を踏まえ、その残留物質の検査を実施します。
- カ) 食鳥の異常を確認し、食用に不適なものは確実に排除することを指導します。また、鳥インフルエンザ対策として、異常鳥が多数確認された場合には速やかに保健センターに届け出るよう指導します。
- キ) 認定小規模食鳥処理場における処理羽数の上限(30万羽)の遵守の徹底を指導します。

平成26年度 収去検査計画表

(別紙2)

	収去検体数	収去機関			検査検体数	検査機関		検査内容*												
		各保健センター	中央生活衛生部門内 卸売市場部門	食肉検査部門 (畜場内)		衛生環境研究所 (本所)		中央生活衛生部門内 卸売市場部門	細菌	ノロウイルス	残留農薬	その他残留物質 動物用医薬品等	食品添加物	遺伝子組換え食品	成分規格	自然毒	放射能検査	環境汚染物質	その他	
						微生物部門	生活衛生部門													
魚介類(生食用鮮魚介類を含む)	105	22	83		105	24	64	17	24	13	16	12				5		64		
冷凍食品	22	22			22	22										22				
魚介類加工品	80	39	41		80			80					60		43	10				
肉卵類及びその加工品	233	155	4	74	233	99		134	79			119	15		20			5		
乳	22	22			22			22				22			22					
乳製品	17	17			17	6		11					11		11			6		
アイスクリーム	22	22			22	22									22					
穀類及びその加工品	56	55	1		56		34	22			12		11	22	23					
野菜・果実及びその加工品	98	48	50		98	35	48	15	35		48		15							
菓子類	133	133			133	100		33	100				33							
清涼飲料水	6	6			6		6								6					
油脂類	25	22	3		25			25										25		
漬物	122	122			122	22	40	60	22				100							
輸入食品	233	175	58		233	27	75	131			70	21	130		27			5		
残置食	300	300			300	300			300											
その他の食品	157	142	15		157	60		97	60				97							
器具及び容器包装	181	171	10		181			181										181		
放射能対策	232	160	72		232		232									232				
アレルギー物質	180	180			180		180											180		
合計	2,224	1,813	337	74	2,224	717	679	828	620	13	146	174	472	22	196	15	232	64	402	

(*複数の検査内容の検査を実施するため、検査検体数と検査内容の合計は一致しません。)

検査内容の説明

検査内容	具体的な内容
細菌	<p>過去の食中毒発生状況に応じた食品を検査します。</p> <p>食中毒菌等の検査を実施し、その結果に基づいた適切な指導を行うことにより食中毒の発生の防止を図ります。</p> <p>【項目】一般細菌数、大腸菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、ビブリオ科、サルモネラ、セレウス、ウエルシュ菌、カンピロバクター、病原大腸菌、エルシニア、エロモナス、プレジオモナス、リストリアなど</p>
ノロウイルス	食中毒の原因物質であるノロウイルスについてPCR法により迅速に検査し、危害の拡大防止に努めます。
残留農薬	農産物・輸入食品中に残留している農薬の検査を行い基準値を超える食品の排除に努めます。
その他の残留物質	<p>畜水産食品の残留有害物質の汚染対策として主な畜水産食品の残留動物用医薬品を検査します。</p> <p>また、実施にあたっては国のモニタリング検査実施要領に基づいて実施します。</p> <p>【項目】抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫用剤など</p>
食品添加物	<p>添加物は、使用できる食品の種類や使用方法等の使用基準が定められており、使用実態に応じた添加物の検査を行うことにより違反食品の排除に努めます。</p> <p>【項目】保存料、甘味料、漂白剤、着色料、殺菌剤、酸化防止剤、発色剤、品質保持剤</p>
遺伝子組換え食品	大豆加工品、とうもろこし加工品、米加工品についてPCR法により遺伝子組換え食品の含有について検査を実施します。
成分規格	<p>食品衛生法に基づき食品の純度や成分に係る基準が定められている主な食品等について、検査を行うことにより違反食品の排除に努めます。</p> <p>【項目】生食用食肉、牛乳、乳酸菌飲料、冷凍食品、生食用力キ、生食用鮮魚介類、合成樹脂製容器、レースペーパー等</p>
自然毒	<p>魚介類等の自然毒の検査を行い、自然毒の実態把握と違反食品の排除に努めます。</p> <p>【項目】ふぐ毒、麻痺性貝毒、下痢性貝毒など</p>
放射能検査	農畜水産物や加工食品等の放射能検査を実施します。
環境汚染物質	食品に含まれる環境汚染物質（P C B、水銀）には暫定的規制値が設けられており、検査を行うことにより汚染実態の把握と違反食品の排除に努めます。
アレルギー物質	特定の原材料に起因する食物アレルギーは重篤な健康被害を引き起こすことがあるため、市内で製造・流通する食品のアレルギー物質検査を実施し、適切な表示を確認するとともにアレルギー物質を含む食品による健康被害の未然防止に努めます。
その他	使用済みの揚油の油脂変質試験や紙製容器包装に係る蛍光染料の検査を実施します。

平成26年度 市内保健センターにおける監視指導計画表

平成26年度 中央卸売市場第一市場内（衛生環境研究所生活衛生部門）における監視指導等計画表

平成26年度 中央卸売市場第二市場内（衛生環境研究所食肉検査部門）における監視指導等計画表

用語説明 目次（五十音順）

あ

- アレルギー物質を含む食品
- 遺伝子組換え食品
- 違反食品
- 牛海綿状脳症(BSE)
- 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査
- 黄色ブドウ球菌

か

- 貝毒
- カンピロバクター
- 京都市食の安全安心推進計画
- 京都市食の安全安心推進審議会
- 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例
- 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（京都市食の安全安心条例）

さ

- サルモネラ
- 残置食
- 残留農薬
- 収去（抜取り）
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- 食品衛生監視員
- 食品衛生責任者
- 食品衛生法
- 食品供給工程（フードチェーン）
- 食品添加物
- 食品等事業者
- 成分規格

た

- 大量調理施設衛生管理マニュアル
- 腸炎ビブリオ
- 腸管出血性大腸菌O157
- 動物用医薬品
- と畜場法

な

- 認定小規模食鳥処理場
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
- ノロウイルス

は

- HACCP（ハサップ、ハセップ、ハシップ）
- PCR法
- ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（京都府条例）
- ポジティブリスト制度

ま

- みやこ健康・安全ねっと（健康危機管理情報電子メール配信）
- 京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度

ら

- リスクコミュニケーション
- リステリア

用語説明（五十音順）

あ

○ アレルギー物質を含む食品

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。

食品衛生法で表示が義務づけられている食品 【7品目】

小麦、卵、乳、そば、落花生、かに及びえびの7品目（特定原材料）を含む加工食品については、当該特定原材料を含む旨を記載しなければならない。

通知で表示が推奨されている食品

【20品目】

あわび、いか、ごま、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつだけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの20品目についても、これらを原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう推奨している。

○ 遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）を応用した食品のことです。

遺伝子組換え技術によって、害虫や病気に強い農作物の改良などの品質向上が期待されています。

厚生労働省は、安全性の審査を義務化し、遺伝子組換え作物やそれを原料とした加工食品について表示制度を定めています。

表示が義務づけられているのは、遺伝子組換え技術を用いて製造された「大豆」、「とうもろこし」、「ばれいしょ」、「なたね」、「綿実」、「てんさい」、「アルファルファ」「パパイヤ」の8種類の農作物とその加工食品33品目です。

○ 違反食品

人の健康を損なう恐れがあったり、食品衛生法で定められた規格や基準に適合しない食品や添加物、容器包装等です。

○ 牛海綿状脳症（BSE）

BSEはBovine Spongiform Encephalopathyの略。牛の病気の一つです。

BSEプリオンと呼ばれる病原体が、主に牛の脳に蓄積することによって、脳の組織がスponジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられています。

○ 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成13年10月から全国の食肉衛生検査所等において、と畜場に搬入された全ての牛の脳（延髄）についてBSEのスクリーニング検査（簡易検査）を実施してきました。

また、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が一部改正され、平成25年7月からは48月齢超の牛を対象に検査を実施しています。

○ 黄色ブドウ球菌

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《特徴》

人や動物の皮膚などに常在する細菌であるブドウ球菌の一つです。

人の膿瘍等や手指から検出され、表皮感染症や食中毒等の起因菌です。

菌が増殖するときに毒素を作り、食中毒を引き起こします。

《食中毒症状》

潜伏期間 1～3時間

主症状 吐き気、嘔吐、腹痛、下痢

《主な食中毒原因食品》

乳・乳製品、おにぎり、弁当、和洋生菓子など。

《対策》

手指の洗浄消毒

手荒れや化膿巣のある人は、食品に触れないこと。

生成された毒素は、加熱によって分解されないため、注意が必要。

か

○ 貝毒

貝毒とは二枚貝等がもつ自然毒のことです。有毒プランクトンを蓄積し、毒化した貝を食べると食中毒になることがあります。

○ カンピロバクター

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

主に食肉（特に鶏肉）を介した、カンピロバクター食中毒が問題となっています。

家畜や家禽類の腸管内に生息し、食肉（特に鶏肉）や飲料水を汚染します。

乾燥にきわめて弱く、また、通常の加熱調理で死滅します。

《 食中毒症状 》

潜伏期間 1～7日

主 症 状 発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、血便等

《 主な食中毒原因食品 》

食肉（特に鶏肉）、飲料水、生野菜等

《 対 策 》

調理器具は熱湯消毒し、よく乾燥させる。

食肉は十分な加熱(75°C、1分間以上)を行う。

○ 京都市食の安全安心推進計画

京都市食の安全安心条例第9条に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、平成23年3月に策定しました。平成23年度から27年度を対象とし、「京の食 築く安全 つなぐ安心」を目指し、生産から消費に至るまで一貫した食の安全安心確保に向け、市民、食品等事業者及び京都市が共汗・協働で取り組む具体的な施策及び目標等を定めたものです。

○ 京都市食の安全安心推進審議会

京都市食の安全安心推進審議会は、京都市食の安全安心条例に基づき、平成22年4月に設置されました。京都市の食品衛生行政に係る重要施策について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べる機関として位置づけられます。

○ 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例

平成12年に定められた条例で、食品衛生法に基づき、施設内外の清潔保持、ねずみや昆虫等の駆除、食品衛生責任者の設置など、その他公衆衛生上講ずる措置について、必要な管理運営に関する基準を定めています。

○ 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（食の安全安心条例）

京都市及び食品等事業者の責務、市民及び観光旅行者その他の滞在者の役割を明らかにして、食の安全安心を確保する施策を定めることで、市民の皆様や観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的とし、平成22年4月に本条例を施行しました。本条例で定められた基本理念をもとに、市民及び観光旅行者等の健康保護に向けた食の安全安心施策に取り組みます。

さ

○ サルモネラ

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

サルモネラ属菌は、さまざまな動物の消化管内に一種の常在菌として存在しています。

そのため、ペットや家畜、ねずみの腸管に常在菌として存在する人獣共通感染症でもあり、そこから汚染された食品などが食中毒の原因となることもあります。

《 食中毒症状 》

潜伏期間 6～48時間、通常12時間

主 症 状 嘔吐、下痢、腹痛、発熱（特に下痢は激しく、便は水様になることが多い）

《 主な食中毒原因食品 》

鶏肉や食肉（牛、鶏等）料理。（生や加熱不足により食中毒を起こすケースが多い。）

《 対 策 》

卵や肉は生食を避け、十分に加熱する。

鶏卵は割ったままの状態で放置しておかない。

サラダなどで使う野菜は、十分に洗浄する。

まな板や包丁などは常に洗浄消毒し、清潔にしておく。

あまり大量に作り置きしない。カメ類、爬虫類、ペットに触った後は手を洗う。

○ 残置食

残置食とは、食中毒等の食品衛生上の事故が発生した時に、原因食品を追求するために検査用に保存している食品（検食）のことです。

残置食を検査することにより、調理した時の衛生状況や細菌等の汚染状況を推測することができます。
「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」では、同一の献立を1回に300食以上又は1日に750食以上製造する場合等に保存することが義務付けられています。

○ 残留農薬

農作物等を栽培または保存する時に使用され、農作物等や環境中に残存する農薬またはその代謝物をいいます（基準については、「ポジティブリスト制度」参照してください）。

○ 収去（抜取り）

食品衛生法に基づき、食品関係施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査を行うために必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰る権限の行為をいいます。

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

平成2年に制定され、食鳥処理場の構造設備や衛生管理の基準を定めるとともに、食鳥処理の事業を許可制とし、食鳥の検査制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止しています。

《食鳥》鶏、あひる、七面鳥

《食鳥処理場》食用に供する目的で事業として食鳥（鶏、あひる、七面鳥）をとさつし、又はその内臓の摘出等を行うために設置された施設です。

（食鳥をとさつし、その内臓を摘出したものを「中抜」といいます。）

《食鳥検査》厚生労働大臣が指定した検査機関の食鳥検査員（獣医師）が、とさつ又は内臓が摘出される食鳥について、疾病又は異常を排除するために行う検査です。

○ 食品衛生監視員

食品衛生監視員は、食品衛生法に基づき、食品関係施設に立ち入り、食品や記録等の書類を検査したり、試験検査に必要な食品等を収去（抜取り）したり、また、食品衛生に関する監視指導を行います。

食品衛生監視員となるためには、医師、薬剤師、獣医師などの専門的な知識を有する必要があります、京都市では京都市長が任命します。

○ 食品衛生責任者

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の規定により、営業者は、施設ごとに食品衛生責任者を設置しなければなりません。

その資格要件としては、栄養士、調理師等の有資格者の他、講習会で必要な課程を修了した者などであり、施設の衛生管理に努めるだけでなく、営業者に対して公衆衛生の助言等を行い、また他の従業員の監督管理を行わなければなりません。

○ 食品衛生法

昭和22年に制定され、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、健康の保護を図ることを目的としています。

また、本法により、食品、添加物、器具及び容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査等について規定されています。

○ 食品供給工程（フードチェーン）

食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の工程のことです。一般に「食品供給工程」と訳されています。食品安全基本法では、食品工程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼす恐れがあると考え、各段階で必要な処置が適切に講じられるべきとされています。

○ 食品添加物

食品添加物とは、食品衛生法で「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」と定義され、保存料、甘味料、着色料や香料等が該当します。

また、食品添加物の中には食品の種類毎に使用基準が設けられており、基準を超える添加物の使用が規制されています。

○ 食品等事業者

食品もしくは添加物を採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を行う者や病院等の集団給食施設等において継続的に不特定多数の者に食事を供与する者をいいます。

○ 成分規格

食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品の成分を定めた規格をいいます。

清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品、魚肉練り製品などに基準が設けられています。

た

○ 大量調理施設衛生管理マニュアル

平成9年3月24日付で、厚生労働省の通知により、集団給食施設等における食中毒を予防するためにHACCPの概念に基づき、調理過程における重要な管理事項等を示したものです。集団給食施設等においては、重要管理事項について点検・記録を行い、必要な改善措置を講じる必要があります。本マニュアルは、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用します。

○ 腸炎ビブリオ

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

海水中に存在し、海水温が20°C以上、最低気温が15°C以上になると海水中で大量に増殖し、魚介類に付着して陸上に運ばれます。この菌による食中毒は7月から10月の夏期に発生が多くなります。

《 食中毒症状 》

感染後約12時間の潜伏期間。

腹痛、激しい下痢、嘔気、嘔吐、発熱

《 主な食中毒原因食品 》

魚介類の刺身など

《 対 策 》

魚介類を調理する前に真水でよく洗う。

食品の温度管理(4°C以下の低温保存)の徹底

○ 腸管出血性大腸菌O157

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

動物の腸管内に生息し、糞尿を介して食品や飲料水を汚染します。

少量の菌で発病することがあり、感染による患者数は多くないが、特に乳幼児や高齢者では重症化する危険性があるため注意が必要です。

加熱や消毒処理に弱いため、食品を十分に加熱調理して食べれば、食中毒は防げます。

《 食中毒症状 》

感染後1~10日間の潜伏期間

初期の風邪様の症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便が見られます。

乳幼児や高齢者等は重症になりやすく、溶血性尿毒症症候群を併発し、意識障害に至ることもあります。

《 主な食中毒原因食品 》

肉の生食、井戸水など

《 対 策 》

食肉は中心部までよく加熱する。(75°C、1分間以上)

野菜類はよく洗浄する。

食品の温度管理(低温保存)の徹底。

○ 動物用医薬品

薬事法において、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品です。

牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造、販売、使用については薬事法で規制されています。

食品衛生法に基づき、残留基準が設定されている動物用医薬品が、その基準を超えて食品に残留していた場合、販売禁止等の措置が講じられます。

○ と畜場法

昭和28年に制定され、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜処理が適正に行われるよう、と畜場設置の許可及びと畜場の衛生確保、獣畜のとさつ解体時の検査についての規制や措置を講じ、健康の保護を図ることを目的としています。

「と畜場」とは、食用に供する目的で、牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設です。

な

○ 認定小規模食鳥処理場

各年度の食鳥(鶏、あひる、七面鳥)の処理羽数が30万羽以下の小規模な食鳥処理場で、食鳥処理業者が、

市長が認めた方法で異常の有無の確認を行った場合は、食鳥検査が免除されます。

(食鳥、食鳥検査等については、P23「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」を参照してください。)

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、また品質に関する適正な表示を行わせることによって、消費者の選択に資することを目的として昭和25年に制定されました。

通称「JAS法」と呼ばれ、農林水産大臣が制定した日本農林規格による格付検査に合格した製品にJASマークを付けることを認めるJAS規格の制度と、品質表示基準に従った表示を全ての飲食料品の製造業者又は販売業者に義務付ける品質表示基準の制度の2つの制度からなります。

○ ノロウイルス

冬季に多発する食中毒や感染症の原因物質です。

人の便とともに排泄され、下水、河川、沿岸海域へと流れ込み、カキや赤貝等の二枚貝に蓄積され、その貝類を生や加熱不十分な状態で食べることによって感染します。また、人から人への感染が問題となっています。

《 特 徴 》

原因食品が特定できず、ウイルスに感染した食品取扱者が食品を汚染する（二次汚染）ことが原因となっているケースが多いとされているほか、二枚貝の生食によって発症することがある。

アルコールに抵抗性がある。（アルコール消毒は効果が薄い。）

少量のウイルスでも発症するなど、非常に感染力が強い。

《 食中毒症状 》

主症状は、下痢、嘔吐、吐き気、腹痛、発熱

潜伏時間は24～48時間

《 対 策 》

二枚貝は中心部まで十分に加熱する。（85°C、1分間以上）

野菜などの生鮮食品は十分に洗浄する。

手指をよく洗浄する。

感染者の便、嘔吐物に接触しない。（＊便や嘔吐物を適切に処理する）

は

○ HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）

食品の衛生管理手法の一つです。

原材料から製品に至る各製造工程のうち、重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法をいいます。

日本では、食肉製品、乳・乳製品、清涼飲料水、いわゆるレトルト食品等に対して、HACCPシステムによる衛生管理方法を取り入れた食品を製造する工程について、厚生労働大臣が個別に承認しています。

○ PCR法（ピーシーアール法：Polymerase Chain Reactionポリメラーゼ連鎖反応法）

目的のDNAを機械的に増幅させる検査方法です。

本検査法によって、簡単に微量のDNAから標的DNAを大量に複製し解析することができ、遺伝子組換え食品の検査、ウイルスや病原菌の検出など様々な用途に応用されています。

○ ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（京都府条例）

昭和51年7月23日に制定(平成22年10月改正)された京都府の条例です。

ふぐの処理及び販売に関して必要な規制措置を行うことにより、ふぐ毒による危害の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とします。

有毒部位（ふぐの肝臓や卵巣など）を取り除くためには、免許を持ったふぐ処理師が保健所に認められた施設で処理しなければなりません。処理が行われていないふぐは、食品として調理し、販売してはいけません。

○ ポジティブリスト制度

平成15年の食品衛生法の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、原則として一律基準(0.01ppm)で規制して、残留等を認めるものについてリスト化するポジティブリスト制度が導入され、平成18年5月29日から施行されました。これによって残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が、原則禁止となりました。

ま

○ みやこ健康・安全ねっと（健康危機管理情報電子メール配信）

京都市公式ホームページから登録を済ませた方の携帯電話やパソコンに電子メールで、市内での食中毒の発生情報や注意喚起、予防策などを配信しています。

○ 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度

食品等事業者が取り組んでいる自主的な衛生管理を評価し、一定の基準を満たしている営業施設を認証していく制度です。

食品等事業者自らが、調理・製造工程をマニュアル化し、各種記録を保存するなど、自主的に衛生管理を実施していくことで、食中毒等の危害発生の未然防止することを目的としています。

平成25年9月末までに103施設が認証を取得されています。

ら

○ リスクコミュニケーション

食品の安全確保に関する情報を公開し、市民、食品等事業者及び行政の間で、食に関するリスクを認識し、分析する過程において得られた情報や意見を双方向で交換することです。これにより、行政は、市民や食品等事業者の意見を食品衛生に関する施策に反映させていきます。

○ リステリア

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

日本では、食中毒による報告事例はあまりありませんが、諸外国では多く報告されています。

《 特 徴 》

家畜、野生動物、河川、下水等、自然界に広く分布

4℃以下の低温でも増殖可能で、65℃、数分の加熱で死滅

未殺菌チーズ、食肉、野菜サラダなどを汚染

《 食中毒症状 》

潜伏期間 24時間～数週間（幅が広い）

主 症 状 健怠感、発熱を伴うカゼ様症

妊娠、乳幼児、高齢者では重症になることがある

《 主な原因食品 》

牛乳、チーズ、野菜、食肉等

《 対 策 》

生肉、未殺菌チーズ等をできるだけ避け、冷蔵庫を過信しないこと。